

入所サービスのご案内



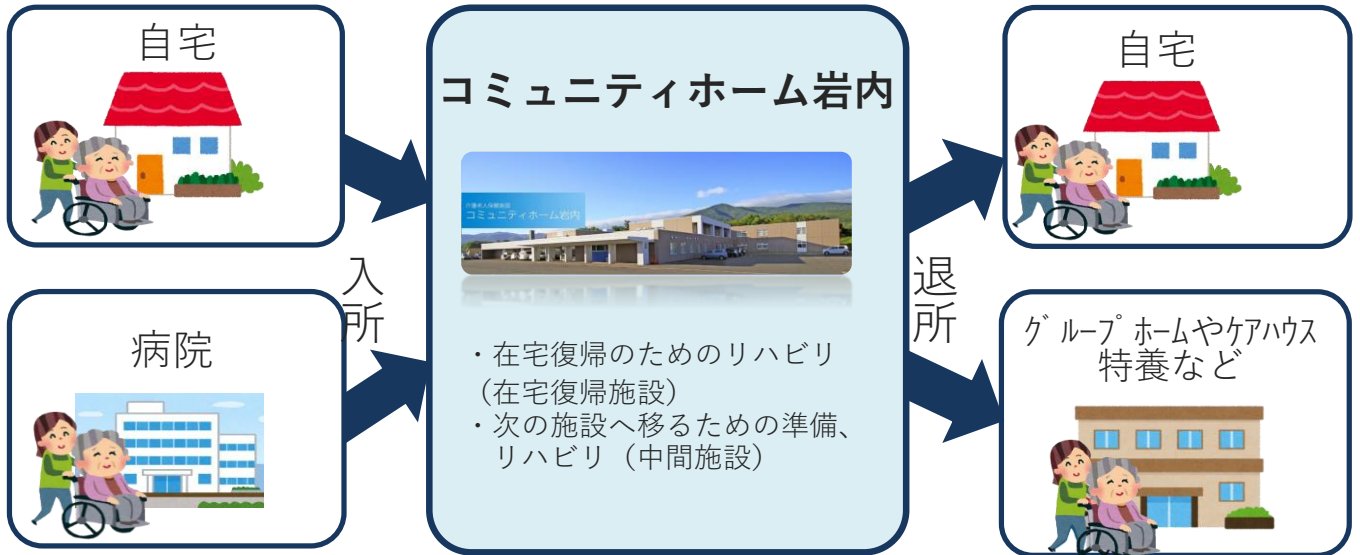
 社会福祉法人 溪仁会 介護老人保健施設
コミュニティホーム岩内

介護老人保健施設とはどんなところ？

● 介護老人保健施設 通称：老健（ろうけん）

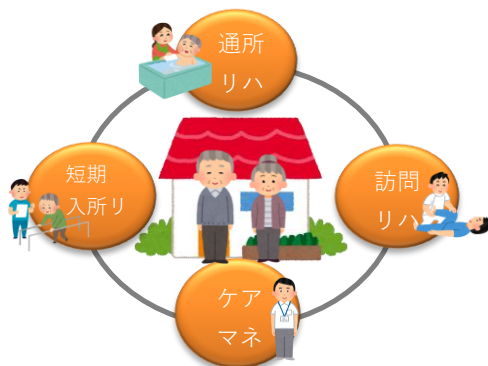
老健は在宅復帰を目指す、リハビリ施設。終身制（ずっと入所していただけるわけ）ではなく、リハビリをして自宅へ戻る。またはグループホームやケアハウス、特別養護老人ホームなど、次の施設へ移るにあたり準備する施設。

● 入所から退所までのイメージ



自宅へ退所したあともサポートします！

ご自宅へ戻ったあとも、当施設の提供するサービスで在宅生活をサポートします。ご利用者のご家族の負担を考慮し長く在宅生活を続けることができるよう**再入所も可能です**。



併設サービスで在宅生活をサポート



数か月単位で自宅と施設の往復利用も可能

在宅生活サポートの一例（年間）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
入所			自宅生活			入所			自宅生活		
(短期集中リハビリ) (生活リハビリ)			(通所リハ・訪問リハ) (ショートステイなど)			(短期集中リハビリ) (生活リハビリ)			(通所リハ・訪問リハ) (ショートステイなど)		

コミュニティホーム岩内は こんな利用の仕方ができます！

自宅からのリハビリ入所



歩きが悪くなってきた
転びやすい

生活リズムが乱れている

疲れやすい
体力が落ちた

意欲が低下している



1～3か月程度のリハビリ入所で早期の改善を目指します！

病院からのリハビリ入所



自宅での生活にはまだ不安

介護方法に不安がある

もう少しリハビリをしたい

もう少し自宅介護する
準備の時間がほしい

利用者



介護者

**自宅環境に合わせたリハビリ・介護で
病院から自宅への繋ぎに、自宅介護の準備期間に**

家業の繁忙期、介護休養のための入所



入院のため一時的に
介護ができない

介護に疲れた
少しまとまった休みがほしい

家業が忙しく
数ヶ月介護ができない

介護者

介護者の仕事の都合やリフレッシュのために入所

季節に合わせて入所



冬は家が寒いので
体調崩さないか心配

夏の暑さで脱水や熱中症に
ならないか心配

利用者



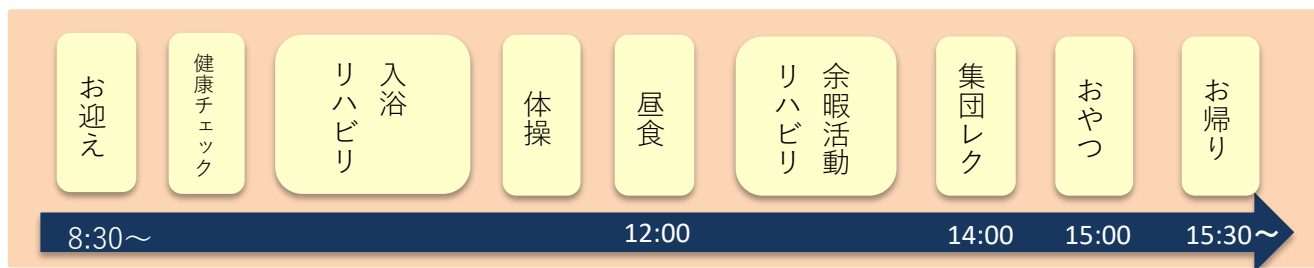
介護者

体調を崩しやすい時期のみ入所

【併設サービスの紹介】

●通所リハビリテーション（デイケア）

自宅から施設へ通い（お迎えにいきます）、入浴やリハビリ、趣味活動などを行います。



●ショートステイ（短期入所療養介護）

介護者の用事や休養したいとき、集中してリハビリを受けたい場合に1泊から数週間、施設に短期間入所ものです。



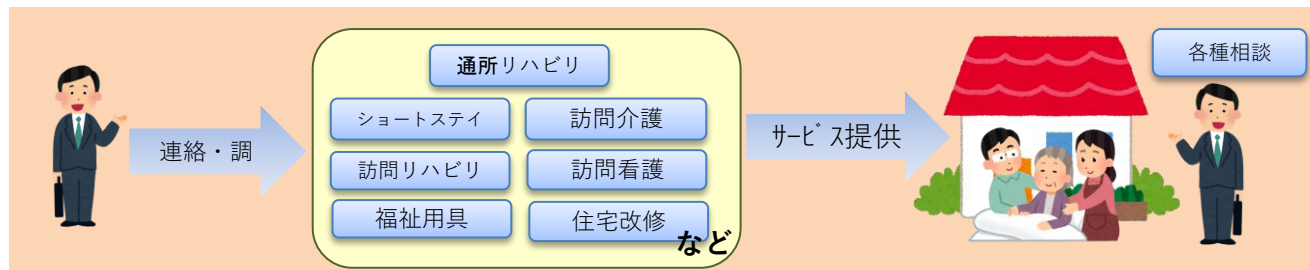
●訪問リハビリテーション

ご自宅へリハビリ職員が訪問しリハビリを行います。通所ではできない、ご家庭の環境に合わせたリハビリや住宅改修、福祉用具の助言や介護方法を指導することもできます。



●居宅介護支援事業所さつき（ケアマネジャー）

ケアマネジャーが定期的にご自宅へ訪問し、在宅生活の相談や各介護サービスの調整をします。



【申込みの流れ】

1 お申込み、ご家族面談

施設の特徴・役割・料金等についてご説明させていただき、ご納得のうえでお申込みさせていただきます。

2 診療情報提供書の依頼

病状等の確認のため、かかりつけ医より診療情報提供書をいただきます。
※病院より費用を請求される場合あり。
※健康診断が必要となる場合もあり。

3 ご本人と面談

心身の状態確認のため、ご本人と面談させていただきます。

4 入所判定会議

入所判定会議にて入所の可を判定します。

5 入所調整

入所順番となりましたら、入所前準備の説明と入所日時の調整をします。

6 自宅へ訪問

入所前もしくは入所後に担当職員が自宅復帰に向けたケアプラン作成のため自宅訪問します。

7 契約、入所

事前に調整していた日時に契約、入所いただきます。

【入所判定基準】

1. 医療・看護・介護面

- 1) なんらかの病気があっても、症状が落ち着いていること。かかりつけ医の診療情報提供書とご本人との面談をもとに判定します。なお、病状が安定していても下記の方は入所対象外となります。
- ① 入院治療や定期的な（月に1回以上の）通院治療の継続が必要。または病状悪化により早期に入院が予測されるもの。
 - ② 人工透析、人工呼吸器管理、在宅酸素療法、気管切開後の処置が必要。
 - ③ 点滴、中心静脈栄養、腎性貧血等の注射、ホルモン剤や抗がん剤、化学療法、輸血が必要。
 - ④ 上記①②③以外で当施設では適切な医療（投薬含む）の提供が困難な場合。
 - ⑤ 認知症や精神疾患等による不穏行動、帰宅願望、夜間叫声など集団生活が困難と思われる場合。
 - ⑥ 食事・飲水量が少なく、十分な栄養摂取ができない場合
 - ⑦ その他、ご本人の心身の状態等により当施設のサービスでは対応が困難と思われる場合。

2. 今後の方向性（退所後の行き先）

以下のいずれかに該当すること

- ① 介護老人保健施設の役割と目的を理解し、在宅復帰、あるいは自宅以外でも、ケアハウス、グループホーム、サービス付高齢者住宅などの居宅施設での生活を目的に当施設でのリハビリテーション及び生活リハビリを希望されており、ご家族も共にご協力いただけること。
- ② 介護者の病気や用事等で一定期間介護が困難な方、または介護休養をとり再度在宅生活を希望されている方。
- ③ 身体機能の低下により、日常生活に支障をきたしており、在宅生活継続を目標に身体機能の維持・改善のためリハビリや生活習慣改善等を希望されている方。

※入所は申し込み順ではありません。リハビリ施設、在宅復帰施設という特性上、在宅復帰を目指す方が優先されます。



※入所中に当施設で対応が困難となるような病状や症状の変化があった場合には他施設や病院等へ移っていただく場合があります。

※要介護更新認定で要支援2以下になった場合も入所継続はできません。

【生活の流れ（一例）】

6:00～ 起床		
7:30～ 朝食 健康チェック、入浴 リハビリ 趣味活動 など		
12:00～ 昼食 健康チェック、入浴 リハビリ レクリエーション など		
17:30～ 夕食 就寝準備		
21:00～ 消灯		

※入浴は原則週2回、シーツ交換は週1回です。お部屋によって実施する曜日や時間帯が異なります。

※季節に合わせた、様々な行事や活動を企画し、実施しております。

※リハビリは短期集中期間に該当する場合3ヶ月まで週3～5回、それ以降施設の体制により2～3回となります。

【サービス内容】

一看護・介護方針

ご本人の心身機能の維持、向上のため、原則として「できる動作（行為）」はご自身で行っていただき自立を支援します。（できないことはお手伝いさせていただきますが、過剰な介護は致しません。）

（診察）

施設医師による診察を行い、一人ひとりの状態に応じた薬の処方や処置を行います。また、施設医師の判断により病院受診もすることがあります。

（入浴）

着替えや洗髪、洗身に介助が必要な方は介護員がお手伝いさせていただきます。ストレッチャー浴やミスト浴もご用意しております。原則週2回の入浴となります。

（リハビリ）

リハビリ療法士が一人ひとりの状態に合わせたリハビリを行います。短期集中リハビリ期間中は週3～5回、期間後は週2回程度のリハビリとなります。認知機能の状態に合わせて短期集中期間のリハビリが追加される場合がございます。

（食事）

栄養バランスのとれたメニューを提供しています。病状や好みに応じて、お粥やおかずを刻んだり食べやすくする工夫や療養食もご用意しております。

（趣味活動）

個々の好みや得意な作業に合わせ、貼り絵や塗り絵、手芸などをご用意しております。また、カラオケや体操、ゲームなどもご用意しております。

（行事）

季節に合わせ夏祭り、敬老会、外出行事など様々な行事を趣向を凝らして企画し、実施しております。

（歯科）

必要に応じて中村歯科医院より往診に来ていただいております。義歯の作成、調整、歯科治療等をご希望の際はお声がけください。※往診のご相談をする場合もあります。

（理容）

理容師の方に月に2回来所頂いております。予約制となりますのでご希望の場合には職員までお知らせ下さい。

【ご利用者・ご家族・身元引受人の役割】

- お洗濯（ご本人、ご家族が対応できない場合は提携クリーニング業者を利用することもできます）
- ご利用者と共に今後の方向性（退所後の行き先）を決め、必要に応じて施設申込みをする。
- 衣類や日用品等の私物の管理・補充
- 合同カンファレンスへの出席、施設サービス計画書、リハビリ計画書、栄養ケア計画書への同意、署名（原則来所をお願いしていますが、事情により郵送や電話でのやりとりも可能です）
- 病院受診の付添い（必須ではありませんが病状により同行を依頼する場合があります）と治療の同意
- 退所時（入院時）の荷物持ち帰り
- 各種行政への申請やその他必要な書類への記載、同意、署名
- その他、施設生活上に必要な手続き、対応など

【その他】

●病院受診・薬の処方

入所者に必要な日常的な医療は当施設医師が行うこととなっており、基本的な診療、薬の処方
は当施設医師が行います。また、**医師の判断により内服薬を変更（ジェネリック医薬品の使用、追加、減量、中止など）を行うことがあります。病院受診については国の決まりで不要な通院は認められておりません。当施設医師が認める場合のみとなります。**また、病院受診する際も原則協力病院への受診となります。協力病院で対応が困難な場合には遠方の病院へ受診となることがあります。

●入院した場合

病気や怪我等により入院となった場合には「退所」となり、お荷物はお持ち帰りいただくこととなります。再入所をご希望の場合には再度ご相談が必要となりますが、支援相談員が医療機関と調整のうえ、極力円滑に再入所できるよう配慮させていただきます。**（※再入所を担保するものではありません。空きベッドがない場合には空きベッドが出るまでお待ちいただくことがあります。また、病状等によっては再入所が困難な場合もあります）**

●お部屋やユニットの変更

入所後、ご本人の心身の状況や環境、他入所者の状況によりお部屋が変更となる場合があります。変更する場合にはご本人、ご家族へご連絡いたします。

●外出・外泊の支援 **※現在感染症対策のため実施していません**

外出・外泊は外出前日までに申し出下さい。
当施設は在宅復帰施設のため積極的な外出、外泊をお勧めしております。自家用車での外出が困難な場合には原則入所申1回に限り施設車両で送迎を支援しております。家に帰る前のお試し外出などにご活用ください。ご希望の場合には支援相談員へご相談ください。
（事前予約が必要です。送迎ができない日時もあります。）

●福祉用具の貸し出し

外出・外泊の際は必要に応じて、入所時使用中の車いす等貸し出せる場合があります。福祉用具の在庫や外出先、自宅の状況により調整が必要になりますのでご相談ください。

●ご面会時間 **※感染症対策のため変更となっております。別紙をご参照ください。**

時間：9：00～17：30

※正面玄関にて面会カードをご記入ください。なお、発熱等の感冒症状がある場合はご遠慮下さい。

●食べ物の差し入れ ※別紙もご参照ください

病気などにより、制限されるものがありますので事前に職員までご相談ください。なお、おかずなどの差し入れについては3回程度で食べきれぬ量をお願いします。また、「刺身などの生もの」「餅、団子、などの喉に詰まりやすい物」の差し入れについては食中毒、窒息の恐れがあることから禁止しております。また、他者へのおすそ分けはご遠慮ください。
(食事制限や窒息の恐れがある方がいます)

●感染症発生時の対応

インフルエンザやノロウイルスなどの感染症が発生した場合には面会制限する場合があります。また、感染したご利用者は隔離等の対応をとらせていただく場合があります。ご来所の際にはマスクの着用と感染症が疑われる症状（発熱・咳・嘔吐・下痢等）がある場合はご遠慮ください。

●現金・貴重品、その他所持品の管理

現金については紛失・盗難等の危険があることから、少額であっても原則自己管理は禁止とさせていただきます。売店（立替払いも可能）や洗濯等で現金が必要な場合には事務室で預り金を引き出すことができます。※預かり金管理費として1日30円かかります。また、貴重品についても極力お持ちしないようお願いいたします。万が一、現金、貴重品等を所持され紛失された場合、当施設では責任を負いかねます。なお、ご面会者からのお見舞金等もご本人にはお渡ししないよう、親戚等へご周知ください。その他、所持品についても原則本人、家族管理となります。紛失、故障、破損等があっても当施設は責任を負いかねますのでご了承ください。（明らかな過失がある場合は除く）

●シーツ交換

1週間に1回シーツ交換を行います。清潔保持と感染予防の観点から私物の毛布やタオルケットなども交換させていただきますのでお持込の際にはあらかじめご了解ください。

●お洗濯

お洗濯はご本人、ご家族にお願いいたします。できる限り1週間に1回以上のお洗濯をお願いします。コイン式の洗濯機、乾燥機もご用意しております。ご本人、ご家族の洗濯が困難な場合には施設提携の外部業者を利用いただくことも可能です。（週2回集配 有料）

※尿や便汚染された衣類等については水洗いのみさせていただきます。

※複数のご家族が交代でお洗濯をする場合にはご家族間での連絡をお願い致します。

（一方の家族が衣類を紛失したと勘違いされる場合があります。）

●携帯電話の使用、持ち込み

他者の迷惑とならないよう、着信音、通話中の声の大きさなどに配慮して下さい。原則、職員が操作や充電などは行えませんので、ご本人・ご家族で管理をお願いします。なお、携帯電話を持ち込む際は職員までお知らせ下さい。

●施設内の写真（動画）撮影

ご利用者、ご家族での写真撮影は可能ですが、他利用者や職員、施設設備等の写真（動画）撮影はご遠慮下さい。

●要介護認定の申請

要介護更新申請については原則当施設が代行申請し、認定調査をいたします。要介護度と実際の状況に違いがあるときは区分変更申請をお願いする場合があります。